

※⑨ 産業活力再生特別措置法に係る税制上の特例措置の延長及び拡充等〔所得税、法人税、登録免許税、個人住民税、法人住民税、事業税、不動産取得税〕

産業活力再生特別措置法で規定する計画の認定を受けた事業者等については、引き続き、取得する事業革新設備についての特別償却制度や登録免許税の軽減措置を受けられることとされた。また、不動産取得税については、軽減措置を延長すると同時に、対象を拡大することとされた。

※⑩ 鉱工業技術研究組合の所得計算の特例〔法人税、法人住民税、事業税〕

共同研究及び成果の普及・実用化を促進する観点から鉱工業技術研究組合制度を見直し、見直し後の組合について、所得計算の特例措置について、その適用期限を2年間延長することとされた。

※⑪ 企業再生税制の適用要件の拡充〔法人税、法人住民税、事業税〕

「一定の私的整理」要件の一つ「2以上の金融機関等の債務免除」において、自己に対する債権の現物出資を受ける場合と同様の取扱いとすることを追加するとともに、債務免除を行う者の対象範囲に「地方公共団体」を追加する等の措置を行うこととされた。

⑫ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金に係る非課税及び差押え禁止措置の存続〔所得税、印紙税、個人住民税、その他〕

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給に係る所得税等の非課税措置及び当該特別弔慰金の差押え禁止措置が存続することとされた。

⑬ 日本年金機構の固定資産税課税対象資産に係る国有資産等所在市町村交付金の非交付措置の創設〔市町村交付金〕

国から日本年金機構に承継される固定資産のうち固定資産税が課されるものについて、国有資産等所在市町村交付金の交付対象から除外する措置を講ずることとされた。

3. 地方分権・規制改革等について

(1) 地方分権について

① 経緯

平成18年	
12月	地方分権改革推進法成立
平成19年	
4月	地方分権改革推進委員会設置
平成20年	
5月	地方分権改革推進委員会「第1次勧告」(別紙1)
6月	地方分権改革推進本部において「地方分権改革推進要綱(第1次)」「第1次勧告」に対する政府としての対処方針)を決定(別紙2)
12月	地方分権改革推進委員会「第2次勧告」(別紙3)

平成20年度内

「第2次勧告」を踏まえ、国の出先機関の改革についての工程表となる政府の「計画」を策定

平成21年春以降

地方分権改革推進委員会「第3次勧告」

その後、政府は委員会の累次の勧告を踏まえ、必要な法制上又は財政上の措置を定めた「地方分権改革推進計画」を作成

平成22年春まで

「地方分権改革推進計画」に基づき「新分権一括法案」を国会に提出

②参考資料

○ 地方分権改革推進委員会

【設置】

平成19年4月1日設置（設置期限 平成22年3月31日）

【設置根拠】

地方分権改革推進法（平成18年法律第111号）第9条の規定に基づき、内閣府に設置。

【所掌事務】

地方分権の推進に関する基本的事項について調査審議し、その結果に基づいて、地方分権改革推進計画の作成のための具体的な指針を内閣総理大臣に勧告すること。

【委員】

委員長	丹羽 宇一郎	伊藤忠商事株式会社取締役会長
委員長代理	西尾 勝	財団法人東京市政調査会理事長
委員	井伊 雅子	一橋大学国際・公共政策大学院教授
	猪瀬 直樹	作家・東京都副知事
	小早川 光郎	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	露木 順一	神奈川県開成町長
	横尾 俊彦	佐賀県多久市長

○ 地方分権改革推進本部

【設置】

平成19年5月29日設置（閣議決定）

【所掌事務】

地方分権改革の推進に関する施策の総合的な策定及び実施を図ること。

【構成員】

本部長	内閣総理大臣
副本部長	内閣官房長官、地方分権改革担当大臣
本部員	他のすべての国務大臣

地方分権改革推進委員会 第1次勧告(概要)

～生活者の視点に立つ「地方政府」の確立～

第1章 国と地方の役割分担の基本的な考え方

- (1)「地方が主役の国づくり」に向けた今次分権改革の理念と課題
 - ・地方政府の確立のための権限移譲 ・完全自治体の実現
 - ・行政の総合性の確保 ・地方活性化 ・自治を担う能力の向上
- (2)国と地方の役割分担の見直し
 - ・住民に身近な行政は地方で担い、「国と地方の二重行政」を排除する観点から、現状の役割分担の類型(重複型・分担型・重層型・関与型・国専担型)に応じて国と地方の役割分担の区分けを見直し
- (3)広域自治体と基礎自治体の役割分担(基礎自治体優先の原則)
 - ・市町村合併の進展等を踏まえ、都道府県から市町村へ権限移譲を推進

第2章 重点行政分野の抜本的見直し

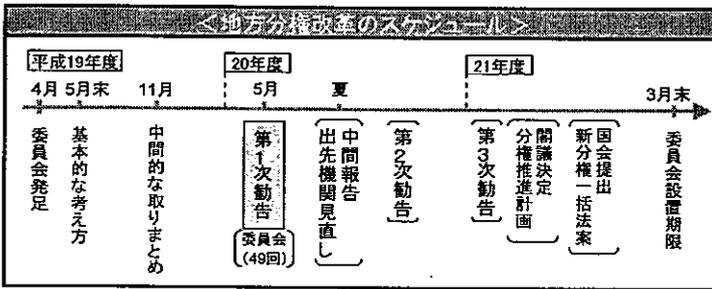
〇くらしづくり分野関係

…幼保一元化、教育、医療、生活保護、福祉等

〇まちづくり分野関係

…土地利用(都市計画、農地等)、道路、河川等

【別紙参照】



第3章 基礎自治体への権限移譲と自由度の拡大

- (1)基礎自治体への権限移譲の推進
 - ・64法律、359の事務権限を都道府県から市町村へ移譲
 - まちづくり分野:宅地開発や商業施設等の開発行為の許可等(市へ)
 - 福祉分野:特別養護老人ホーム、保育所等の設置認可・指導監督等(市へ)
 - 産業安全分野:高圧ガスの製造・貯蔵・販売の許可等(市町村へ) など
- (2)補助対象財産の財産処分(転用、譲渡等)の弾力化
 - ・原則、10年経過後の財産処分は、国庫納付不要かつ届出・報告制へ
 - ・10年経過前でも、災害や市町村合併等に伴う財産処分には十分配慮
 - ⇒勧告後、速やかに実施(約300以上の国庫補助金等が対象)

第4章 場下の主要課題について

- (1)道路特定財源の一般財源化
 - ・一般財源化の検討にあたっては、税源移譲を含め地方財源の充実強化と地方の道路整備の自由度の拡大方策について検討すべき
- (2)消費者行政の一元化
 - ・消費生活センターの法的位置づけを明確化、地方自治体の取組に思い切った支援措置
 - ・事故発生時の報告徴収、立入検査、改善命令を幅広く都道府県に権限移譲すべき

第5章 第2次勧告に向けた検討課題

- (1)国の出先機関の改革の基本方向
 - ・二重行政の解消に向け、国と地方の役割分担の類型に沿って、個別の事務・権限を地方移譲、本省省移管等に仕分けし、国の出先機関の廃止・縮小を検討
 - ・本年夏の中間報告後、第2次勧告へ
- (2)法制的な仕組みの横断的な見直し(義務付け・枠付け等)
 - ・国の法令による義務付け・枠付けの廃止縮小に向け、各府省に対し網羅的な調査を実施。第2次勧告に向けて見直し作業を進める。
 - ・広域連携の促進を含め、地方自治関係法制を見直し

重点行政分野の抜本的見直し(主なもの)

(別紙)

くらしづくり分野関係

- ① 幼保一元化・子ども
 - ・認定こども園制度の一本化に向けた制度改革 ……(20年度中に結論)
 - ・保育所入所要件「保育に欠ける」を見直し等 ……(20年中に結論)
 - ・放課後児童対策事業の改善 ……(21年度から実施)
- ② 教育
 - ・教職員人事権の中核市への移譲、人事権者と給与負担者の一致の方向で検討 ……(20年度中に結論)
- ③ 医療
 - ・基準病床数の算定方法の見直し・国の同意の廃止(23年度までに結論)
 - ・国民健康保険の運営に関し、都道府県単位による広域化等を推進 ……(21年度中に結論)
- ④ 生活保護
 - ・国と地方の協議の場を設け、制度全般について総合的な検討に着手 ……(20年度中を目的に制度改正の方向性)
- ⑤ 福祉・公営住宅
 - ・福祉施設の施設設備基準及び公営住宅の整備基準について、国は標準を示し、条例による決定を可能に
- ⑥ 保健所
 - ・所長の資格要件の緩和 ……(20年度中に結論)
- ⑦ 労働
 - ・離職者訓練事業の民間委託訓練に関し、雇用・能力開発機構と都道府県の役割分担を明確にした上で都道府県への移譲を検討 ……(20年中に結論)

まちづくり分野関係

- ① 土地利用(都市計画、農地等)
 - ・都市計画に係る国・都道府県の関与の廃止・縮小等…(21年度を目途に抜本見直し)
 - ・平成20年度の農地制度の改革にあたって、農地の総量を確保する新たな仕組みを構築したうえで、農地転用に係る国の許可権限の移譲、協議の廃止
 - ・地球温暖化や森林の荒廃に対処しつつ、保安林の指定・解除に係る国の権限の移譲、協議の廃止
- ② 道路
 - ・一般国道の直轄区間の要件を見直し、主に地域内交通を分担する道路(同一都府県内に起終点がある区間等)を都道府県に移管
- ③ 河川
 - ・都道府県内完結一級河川を原則として都道府県に移管
- ④ 防災
 - ・地域防災計画の作成・修正に係る国との協議の廃止
- ⑤ 交通・観光
 - ・港湾計画・公有水面埋立に係る国の関与の縮小 ……(20年度中に結論)
 - ・外客来訪促進計画に係る国との協議・同意の廃止
- ⑥ 商工業
 - ・国の中小・ベンチャー企業育成施策は、全国的視点に立った事業に限定
 - ・商工団体の一元化を含め地域の商工団体のあり方 ……(20年度中に結論)
- ⑦ 農業
 - ・農業委員会の選挙区等、組織運営の弾力化
- ⑧ 環境
 - ・循環型社会形成推進交付金における協議会設置の義務付けの廃止

(注)・勧告事項は速やかに実施。時期を書いていない事項は、遅くとも地方分権改革推進計画で実施時期を明確化して実施。
 ・委員会は、平成20年度中に各府省の検討結果又は検討状況と結論の方向性の報告を求め、必要に応じ追加の勧告等を行う。

平成20年6月20日
地方分権改革推進本部決定

第2 地方分権のための制度・運営の改革の推進

1 重点行政分野の抜本的見直し

(1) 暮らしづくり分野関係

【幼保・子ども】

- 認定こども園制度については、当面、認定等に係る事務手続や会計処理が複雑であるなどの課題に対する抜本的な運用改善方策について平成20年度中に実施に着手する。あわせて、認定こども園制度の一本化に向けた制度改革について平成20年度中に結論を得る。〔文部科学省・厚生労働省〕
- 保育所について、「保育に欠ける」という入所要件の見直し、保護者と保育サービス提供者との直接契約方式について、包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で総合的な検討を行い、平成20年中に結論を得る。〔厚生労働省〕
- 文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」について、両事業の統合も含めた更なる一本化の方向で改善方策を検討し、平成21年度から実施する。〔文部科学省・厚生労働省〕

【医療・医療保険】

- 基準病床数に関し、国が定める標準に加え都道府県が地域の事情に応じ独自に加減算できるように算定方法の見直し及び厚生労働大臣の同意の廃止について検討し、各都道府県の次期医療計画の策定期間にあわせ、平成23年度までに結論を得る。〔厚生労働省〕
- 「高齢者の医療の確保に関する法律」において、医療の効率的な提供の推進に関し都道府県は診療報酬に関する意見を提出することができることとされている。この意見を的確に反映し得る仕組みについて、都道府県の意向も踏まえながら検討し、平成22年度中に結論を得る。〔厚生労働省〕
- 国民健康保険の運営に関し、保険財政の安定化や保険料の平準化の観点から、都道府県の権限と責任の強化とともに、都道府県単位による広域化の推進等について検討し、平成21年度中に結論を得る。〔厚生労働省〕

【生活保護】

- 国と地方の協議の場を早期に立ち上げ、地方公共団体が主体となった自立支援の取組みの推進や医療扶助の在り方など生活保護の制度全般について、国が責任を持つべき部分と地方が責任を持つべき部分との役割分担を踏まえた総合的な検討に着手し、平成20年度中を目途に制度改正の方向性を得る。〔厚生労働省〕

【福祉施設の最低基準】

- 保育所や老人福祉施設等についての施設設備に関する基準については、保育の質や、高齢者の生活の一定の質の確保のための方策を前提としつつ、全国一律の最低基準という位置付けを見直し、国は標準を示すにとどめ地方公共団体が条例により決定し得るなど、地方公共団体が創意工夫を生かせるような方策を検討し、計画の策定までに結論を得る。〔厚生労働省〕

【民生委員】

- 民生委員の委嘱手続を簡略化する。その具体的な方策について平成20年度中に結論を得る。〔厚生労働省〕

【保健所・児童相談所】

- 都道府県と市との協議が整った場合には速やかに指定を行うなど、保健所設置市の政令による指定手続等を見直すこととする。〔厚生労働省〕
- 広域連合等の共同処理方式による設置を可能とする方向で検討し、平成20年度中に結論を得る。〔厚生労働省〕
- 保健所長の資格要件については、公衆衛生行政への精通度合いや健康危機管理への対応能力という観点も踏まえつつ要件の緩和の方向で見直し、平成20年度中に結論を得る。〔厚生労働省〕
- 都道府県と市との協議が整った場合には速やかに指定を行うなど、児童相談所設置市の政令による指定手続等を見直すこととする。〔厚生労働省〕

【労働】

- 独立行政法人雇用・能力開発機構の在り方の検討にあわせて、離職者訓練事業の民間への委託訓練に関し、現在の実施状況を踏まえ、同機構と都道府県の役割分担の考え方を明確にした上で都道府県への移譲について検討し、平成20年中に結論を得る。〔厚生労働省〕

第1章 [義務付け・枠付けの見直し]

1 見直しの基本的考え方

- 自治行政権、自治立法権、自治財政権を有する「完全自治体」としての「**地方政府**」の確立
- 国の法令を「**上書き**」する範囲拡大を含む条例制定権の拡充
- 法制的観点から、地方自治体の自主性を強化し、自由度を拡大。自らの責任で行政を実施する仕組みの構築

2 見直しの方針

- (1) 義務付け・枠付けの範囲設定
 - 自治事務のうち、国の法令によって義務付け・枠付け(※)をし、条例で自主的に定める余地を認めていないもの(条項単位)→約1万条項
- (2) 見直しの具体的な方針
 - メルクマール(判断基準)に該当しない条項については、
 - ① 廃止(単なる奨励にとどめることを含む。)
 - ② 手続、判断基準等の全部の条例委任又は条例補正(「上書き」)の許容
 - ③ 手続、判断基準等の一部の条例委任又は条例補正(「上書き」)の許容のいずれかの見直しが必要。その際、①から③の順序で見直すべき。
- (3) 義務付け・枠付けの存置を許容する場合等のメルクマールの設定 (別添1参照)

※「義務付け」とは、一定の課題に対処すべく、地方自治体に一定種類の活動を義務付けること。「枠付け」とは、地方自治体の活動について手続、判断基準等の枠付けを行うこと。

3 メルクマール該当・非該当の判断

- 義務付け・枠付け条項全体(約1万条項)について、メルクマール該当・非該当の判断を別表で提示(別添2参照)
 - メルクマールに該当する条項 ... 51.8%
 - メルクマールに該当しない条項 ... 48.2%
- 全国知事会、全国市長会提言等に係るもの184条項のうち
 - メルクマールに該当する条項 ... 8.3%
 - メルクマールに該当しない条項 ... 91.7%
- メルクマールに該当しない条項については、2(2)の方針に従って見直しを行うべき。これまでの委員会審議等を踏まえれば、このうち、次に掲げるような形態のものについては特に問題
 - ① 施設・公物設置管理の基準
 - ② 協議、同意、許可・認可・承認
 - ③ 計画等の策定及びその手続
- これらを中心に、委員会として第3次勧告に向けて具体的に譲すべき措置を調査審議

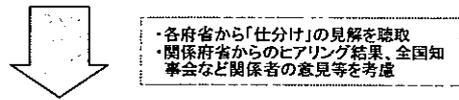
第2章 [国の出先機関の見直し]

基本的考え方

- 国と地方の役割分担の見直し(住民に身近な行政は地方へ)
- 「二重行政」の弊害の徹底排除
- 国と地方を通じた行政の簡素化・効率化
- 地域住民の目の届くものとする仕組み
- 地方再生、地域振興

事務・権限の見直し

第1次勧告で示し、中間報告で具体化した、「国の出先機関の事務・権限の仕分けの考え方」
 (出先機関の事務・権限を、①重複型、②分担型、③関与型、④国専担型)を基本に分類し、それぞれの分類ごとに仕分けの考え方を提示



対象機関の事務・権限を仕分け
 ・廃止(民営化、独立行政法人化を含む。)を検討するもの
 ・地方への移譲を検討するもの 等

【事務・権限の見直しの具体的内容】⇒ 別添3参照
 ・8府省15系統の116事項の事務・権限を見直し

- 人員の移管等の取扱い
 - ・仕事の地方への移譲に伴い、人材や必要な財源を地方に確保
 - ・事務・権限の地方移譲に伴う職員の移行等
 - ・事務・権限の廃止縮小、組織の統廃合等に伴う要員規模のスリム化
⇒ 円滑な実施をはかる仕組みの検討
 - ・総合調整を行うための国と地方を通じた横断的組織(本部)の設置
 - ・制度的な措置(退職金の負担、身分の取扱い、処遇上の取扱い等) 等
- 財源の手当ての取扱い...必要な財源確保に向け、引き続き検討

19.5 経済財政諮問会議が8府省15系統の国の出先機関の見直しを提案
 19.6 「骨太方針2007」→政府から委員会に検討要請
 20.5 第1次勧告(基本方向を提示) ⇒ 20.6 「骨太方針2008」
 20.8 中間報告(仕分けの考え方の具体化等)
 ⇒ 出先機関の事務・権限の「仕分け」について各府省の見解を聴取

組織の見直し

- ◇ 事務・権限の見直しに応じ、組織について見直し
 - ① 二重行政の弊害是正の観点からの組織の見直し
 - ア 府省を超えた総合的な出先機関への統廃合 (地方再生や地域振興の観点等から編成する総合的な出先機関)
 - イ 同一府省における出先機関の統廃合
 - ウ 府県単位機関のブロック単位機関への統廃合
 - ※ 社会情勢の変化により業務そのものが不要となるものは、組織を廃止
 - ② 二重行政の弊害がない場合には現行の組織を存続
- ◇ 地域との連携やガバナンスの確保の仕組み
 - 総合的な出先機関と地元自治体との協議機関の設置
 - ・協議会を法律上明確に位置付け
 - ・域内の都道府県知事、政令市市長と市長会・町村会の代表者で構成
 - ・直轄公共事業の整備計画、次年度の事業計画、予算・決算の案等を付議
 - 公共事業の適正性、透明性を確保する仕組み
 - ・個別事業の予算や明細の情報開示等

【組織の改革の方向性】⇒ 別添4参照

出先機関の今後のあり方

- 勧告の方向に沿って、改革の実現に向けた工程表となる計画を20年度内に策定すること、推進のための体制づくりを、政府に要請
- 道路・河川の移管に係る国と都道府県との個別協議については、都道府県から要望があった区間等も含め、早急に結論を出すよう要請

義務付け・枠付けの存置を許容する場合等のメルクマール

義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール	「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」非該当だが、残さざるを得ないと判断するもののメルクマール
i 地方自治体が私有財産制度、法人制度等の私法秩序の根幹となる制度に関わる事務を処理する場合	ア 地方自治体による行政処分など公権力行使(これに準ずるものを含む)に当たっての私人保護(行政不服審査の一般ルール及びその特例、行政手続の一般ルール及びその特例、行政強制、行政罰、斡旋・調停・仲裁等の準司法手続、公権力行使に当たっての身分証携帯義務、刑事手続における人身拘束に当たっての人権擁護、個人情報保護に限る。)、地方自治体による事実証明(証明書、手帳交付)、及び地方自治体が設置する公物、付与剥奪する資格、規制する区域、徴収する税、保険料等の記録に係る規定
ii 補助対象資産又は国有財産の処分に関する事務を処理する場合	
iii 地方自治に関する基本的な準則(民主政治の基本に関わる事項その他の地方自治体の統治構造の根幹)に関する事務を処理する場合、及び他の地方自治体との比較を可能とすることが必要と認められる事務であって全国的に統一して定めることが必要とされる場合	
iv 地方自治体相互間又は地方自治体と国その他の機関との協力に係る事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合	
a 地方自治体が他の地方自治体と水平的に共同して、又は地方自治体の主体的な判断で広域的に連携して事務を実施するために必要な仕組みを設定しているもの	イ 全国的に通用する士業の試験、資格の付与剥奪、及び全国的な事業の許認可・届出受理、並びにこれらに伴う指導監督に係る規定
b 全国的な総量規制・管理のために必要な仕組みを設定しているもの	
c 地方自治体に義務付けられた保険に係る規定(保険と整合的な給付を含む)のうち、地方自治体以外の主体に対して義務付けられた保険と一体となって全国的な制度を構築しているもの	ウ 国民の生命、身体等への危険に対して国民を保護するための対人給付サービスの内容・方法等に係る規定のうち、金額、仕様等に関する定量的な基準、個別具体的な方法等を含まないもの(政省令、告示への委任規定を含む規定を除く。)
d 指定・登録機関の指定・登録(地方自治体の事務そのものを行わせるものに限る)に係るもの	
e 国・地方自治体間、地方自治体相互間の情報連絡・意見聴取(協議・調整を除く)に係る規定のうち、都道府県に対して国への情報連絡を義務付けるもの、市町村に対して国・都道府県への情報連絡を義務付けるもの、また、都道府県に対して国の意見反映を義務付けるもの、市町村に対して国・都道府県の意見反映を義務付けるもの(民間事業者と同等の情報連絡を義務付けているものを除く)以外のもの	エ 義務教育に係る規定のうち、教育を受ける権利及び義務教育無償制度を直接に保障したもの
f 地方自治体間の権限配分に関する相互間調整及び紛争解決のための裁定の手続に関するもの	オ 必要不可欠であるが周辺地域に多大な環境負荷をもたらす施設の設置の許可等の手続・基準であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合の事務の処理に係る規定
g 国・地方自治体間の同意(地方分権推進計画(平成10年5月)第2の4(1)カ(ア)a、bに該当するものに限る。)、及び許認可・承認(同計画第2の4(1)キ(ア)a～eに該当するものに限る。)に係る規定(第1次勧告の第2章重点行政分野の抜本的な見直しの勧告事項として盛り込まれた事項及びそれと同様の整理が必要な事項を除く。)	カ 刑法で一般には禁止されている行為を特別に地方自治体に許容するための条件設定に係る規定
v 国民の生命、身体等への重大かつ明白な危険に対して国民を保護するための事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合	キ 計量、公共測量及び国土調査の精度の確保並びに住居表示に係る規定のうち、全国的に統一して定める必要のあるもの
vi 広域的な被害のまん延を防止するための事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合	
vii 国際的要請に係る事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合	

別添2

義務付け・枠付け条項、及びそのメルクマール該当・非該当の判断

A 義務付け・枠付け条項合計 (B+C+D)			
	B メルクマール該当条項	C メルクマール非該当条項	D 準用・適用・読替規定
	(B/B+C) 51.8%	(C/B+C) 48.2%	
計 10057	4389	4076	1592

(義務付け・枠付け条項を含む法律：482 法律)

(B メルクマール該当条項数計の内訳)

義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール該当条項														
i～vii 純計 (重複除)	i	ii	iii	iv								v	vi	vii
				a	b	c	d	e	f	g				
計 2315	763	19	590	183	1	72	142	276	14	62	397	36	27	

非該当だが、残さざるを得ないと判断するもののメルクマール該当条項							
ア～キ 純計 (重複除)	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
計 2076	1706	187	35	3	10	63	76

※ 個々の条項が複数のメルクマールに該当することがあるため、i～vii 純計(重複除)及びア～キ純計(重複除)は、個々のメルクマール該当条項の合計と一致しない。同様に、B メルクマール該当条項は、i～vii 純計(重複除)とア～キ純計(重複除)の合計と一致しない。

※ D 準用・適用・読替規定：準用・適用・読替規定については、特段の必要がない限り、準用・適用・読替の対象となる条項においてメルクマール該当・非該当の判断を行っている。(例：「第B条 第A条の規定は〇〇場合に準用する。」→この場合、特段の必要がない限り、メルクマール該当・非該当の判断は第A条において行っており、第B条では行っていない。)